

事後評価調書

I 事業概要						
事業名	砂防等事業（通常砂防事業）					
地区名	くるだがわ 黒田川第2支川					
事業箇所	とよたしごしよかいづちよう 豊田市御所貝津町地内					
事業のあらまし	<p>矢作川水系黒田川第2支川は、愛知県豊田市に位置し、国道153号、人家11戸を保全対象とする土石流危険渓流である。</p> <p>当渓流は急勾配で、不安定土砂が多く堆積する渓流である。このため、早急に砂防堰堤の設置を進め保全対象の保護を図る必要があった。そのため2008年より砂防堰堤工及び渓流保全工の整備に着手し、2015年度に概成した。</p>					
事業目標	<p>【達成（主要）目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・国道153号、人家11戸を土砂災害から保全する。 <p>【副次目標】</p> <ul style="list-style-type: none"> ・なし 					
事業費	事業費		内訳			
	2.98億円		□工事費2.40億円、□用補費0.04億円、□その他0.54億円			
事業期間	採択年度	2008年度	着工年度	2011年度	完成年度	2015年度
事業内容	砂防堰堤工 1基、渓流保全工 150m					
II 評価						
①事業目標の達成状況	1) 主要目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>主要目標に掲げた保全対象を保全するため設置された砂防堰堤は、土石流を捕捉する機能を有している。現在、砂防堰堤は健全な状態であることから、土石流に対する必要な機能を維持していると考えられ、目標は達成されている。</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>主要目標に対し、目標を達成した。</p>				
	2) 副次目標の達成状況	<p>【達成状況】</p> <p>該当なし</p> <p>【達成状況に対する評価】</p> <p>該当なし</p>				
III 対応方針						
今後の事後評価の必要性	事業目標を達成しており、特に今後の事後評価の必要はない。					
改善措置の必要性	事業目標を達成しており、改善措置の必要はない。					
同種事業に反映すべき事項	本事業は標準的な事業計画、工法で施工されているため、同種事業に反映すべき事項は特にない。					